

唐津市公共施設再編推進条例（案）

本市は、これまでに多くの公共施設を整備し、公共サービスの向上及び都市機能の充実に努めてきました。

しかし、高齢化や人口減少が進み、これまでに整備してきた公共施設の老朽化対策が大きな課題となりますが、限られた財源のもと、これらの公共施設の全てを同じ機能・規模で維持していくことは困難な状況です。

このような状況の中、本市では、唐津市公共施設等総合管理計画を策定し、これに基づき公共施設再編に取り組んでいるところですが、安定した公共サービスと都市機能を将来にわたり維持していくためには、公共施設の利用者である市民も公共施設再編の推進に関わっていく必要があります。

そのため、市と市民は、公共施設再編の基本理念を共有し、連携して公共施設再編を推進することで、将来世代に負担を先送りしないよう、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、公共施設の維持管理及び配置に関し、基本理念、基本的な計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、公共サービスのあり方を見直し、健全な財政運営のもと、公共施設を将来にわたり適切に維持管理することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 公共建築物及びインフラ施設をいう。
- (2) 公共建築物 市が公用又は公共の用に供する建築物でインフラ施設以外のものをいう。
- (3) インフラ施設 市が公用又は公共の用に供する上水道、工業用水道、下水道、浄化槽、道路、橋りょう、公園及び漁港の施設をいう。
- (4) 公共施設再編 中長期的な視点から、公共施設の適切な維持管理と最適な配置を実現するための取組みをいう。

(5) 総量 市が所有する公共建築物の延べ床面積の合計をいう。

(6) 総量規制 総量を一定の数値以下に制限することをいう。

(基本理念)

第3条 公共施設再編は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

(1) 公共施設が将来にわたり適切に維持管理できるよう取り組むこと。

(2) 公共施設が将来を見通した最適な配置となるよう取り組むこと。

(3) 人口動態や社会情勢の変化を踏まえた公共施設の利用需要に基づき取り組むこと。

(4) 公共施設に係る財政負担の軽減及び平準化を図り、将来世代に負担を先送りしないよう取り組むこと。

(5) 市、市民及び事業者等（公共施設の維持管理、運営及び更新の事業に携わる法人その他の団体及び個人をいう。以下同じ。）が連携して取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、計画的に公共施設再編を推進するものとする。

2 市は、公共施設再編に関する財源を確保することに努めるものとする。

3 市は、市民に対し、公共施設の現状及び公共施設再編に関する情報を分かりやすく周知するよう努めるものとする。

4 市は、公共施設再編の推進に当たっては、民間の資産及び能力の活用を努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解及び関心を深め、公共施設再編の推進に参画及び協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、市と協力し、公共施設の維持管理、運営及び更新に関し、より有効な手法の追求、技術の向上等に努めるものとする。

(総量規制)

第7条 市は、目標とする総量（以下「目標値」という。）を定めて総量規制を図るものとする。

(計画の策定)

第8条 市長は、公共施設再編の総合的かつ計画的な推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 公共施設再編の推進に関する基本的な方針

(3) 総量規制の目標値

(4) その他基本計画の実施に関し必要な事項

3 市長は、毎年度、基本計画の進捗状況を調査し、その結果を公表するものとする。

4 市長は、基本計画の策定、変更又は廃止をしたときは、速やかにこれを公表するものとする

(審議会の設置)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、唐津市公共施設再編審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、公共施設再編に関し市長が必要と認めること。

3 審議会は、委員6人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

(2) 学識経験を有する者

(3) 市の職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

6 市長は、委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

9 臨時委員は、市長が委嘱する。

10 臨時委員はその特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている唐津市公共施設等総合管理計画は、第 8 条第 1 項に規定する基本計画とみなす。

(唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年 1 月 1 日条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

別表(第 2 条関係)に次のように加える。

唐津市公共施設再編審議会委員	日額 5,500 円
----------------	------------